

肝がん・重度肝硬変の方

医療費の助成対象かもしれません

治療 **2** 月目から **入院**^{*1} も **通院**^{*1} も **自己負担** 月 **1** 万円へ

1月あたり 最大47,600円の医療費の助成が受けられます!^{*2}

条件1

B型・C型肝炎ウイルス
が原因の「**肝がん**」や「**重度肝硬変**」
の治療を受けている

条件3

参加者証の取得

指定医療機関にて「**臨床調査個人票**」を記入してもらい、「**医療記録票**」の写し等を添付し、都道府県に「**参加者証**」の交付を申請してください。

■入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に相談してください。

※1 肝がん、重度肝硬変の入院治療、肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療）が対象となります。

※2 助成を受けるためには、参加者証の交付後、1月の対象となる疾患による治療目的の医療費が高額療養費の基準額を超える必要があります。

1月基準額を超えた段階で申請できます

条件2

1回目のカウント

入院または通院1月目

2回目のカウント

1回目のカウント

入院または通院2月目

過去24ヶ月以内

過去2年間（24ヶ月）で、1月あたりの医療費*の窓口負担が **高額療養費の基準額を超える月が2月以上ある場合**

※対象となる疾患による治療目的の医療費に限ります。

条件4

年収約 **370万円以下**

＼ 令和6年4月1日より申請しやすくなりました。／

条件すべてに該当する方は、申請することができます

詳しくはお住まいの都道府県、指定医療機関にお問い合わせください。

